

郵送による戸籍謄抄本等交付請求書

浜田市長 様

令和 年 月 日

本籍地 ※住民票の場合は住所	(地番まで正確に記入してください。) 島根県浜田市		
筆頭者 ※住民票の場合は世帯主	(戸籍のはじめに記載されている人 ※既婚の方は夫または妻、未婚の方は一般的に父または母、死亡しても筆頭者は変わりません)		
どなたの記載が必要ですか	氏名	生年月日	
必要な証明書 ※金額は1通あたり	謄本 (全員のもの)	抄本 (個人のもの)	※提出先等から記載内容について特に指示があった場合は詳しく書いてください。 (例：〇〇の出生から死亡までの戸籍謄本を2セット、〇〇の死亡の記載があるものを1通)
戸籍 450円	通	通	
除籍 改製原戸籍 750円	通	通	
戸籍附票 300円	通	通	必要な住所を記入してください。(例：〇〇～現在まで、〇〇が記載された附票) ※戸籍の改製等により、附票が複数になる場合があります。 必要な記載内容に☑をしてください。 ※☑がない場合、下記の記載は省略されます。 <input type="checkbox"/> 本籍及び筆頭者
住民票 300円 ※除票の場合は抄本のみ	通	通	必要な記載内容に☑をしてください。(住所・氏名・生年月日は必ず記載されます。) ※☑がない場合、下記記載は省略されます。 <input type="checkbox"/> 世帯主氏名及び続柄 <input type="checkbox"/> 本籍及び筆頭者
身分証明書 300円		通	本人以外が請求する場合は委任状が必要です。 (未成年者の身分証明を親権者が請求する場合は不要。)
独身証明書 300円		通	
受理証明書 350円		通	届出の種類を記入してください。
届書記載事項 証明書 350円		通	届出の種類を記入してください。
使用目的・提出先	例：婚姻届に添付するため、父〇〇死亡による相続手続で金融機関へ提出 等 ※相続手続き等で直系親族の方以外の戸籍等を請求される場合は、必ず関係や請求理由を明記してください		

請求者	住所	〒		切手
	氏名	必要な人との続柄		為替
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		おつり
	電話番号	※問い合わせは日中にしますので、確実に連絡が取れる番号を記入してください。		点検者

戸籍謄抄本等の郵便請求に必要なもの

1：次の①～④を同封の上、請求してください。

①郵送による戸籍謄抄本等交付請求書

②手数料

- ・手数料合計分の「定額小為替」または「普通為替」をゆうちょ銀行で購入し、同封してください。
- ・「定額小為替」または「普通為替」には何も記入せず送付してください。
- ・収入印紙及び切手での手数料支払いはできません。
- ・「出生から死亡まで」等、一連の戸籍を請求する場合は戸籍が複数になる場合があります。そのため、手数料として1セット3,000円程度の手数を同封してください。おつりが生じた場合は、定額小為替でお返しします。不足が生じた場合は、追加で送付していただきます。その際はお電話にてお知らせします。

③本人確認書類の写し

- ・マイナンバーカード、運転免許証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証（現住所の記載があるもの）など有効期間内の写し。
- ・本人確認書類の写しは返却できません。

④返信用封筒

- ・返信用封筒に、請求者の住所、氏名をご記入の上、送料分の切手を貼付してください。
- ・住民登録をしている住所にしか送付できません。
- ・速達郵便を希望される方は、通常郵便料金に速達料金を加えた額の切手を同封してください。

2：その他注意事項

- ・相続などの手続きに必要な記載内容の指示がある場合は、分かるように記載してください。
(例)「〇〇の出生から死亡までの戸籍謄本を1セット」「〇〇の死亡記載があるものが2通」など
- ・戸籍附票の請求の場合、必要な住所を記載してください。戸籍の改正（婚姻、離婚など）で附票が複数になる場合もあります。このような場合は手数料を多めに入れてください。
(例)「浜田市殿町〇〇番地～現在まで」「浜田市〇〇番地の住所が記載された附票」など
- ・戸籍附票には基本事項であった「本籍・筆頭者氏名」が原則省略されます。証明書への表示を希望する場合は、申請書にその旨を記載してください。
- ・身分証明書については本人以外が請求する場合は委任状が必要です。
- ・不備、確認などがない場合、請求書が届いた当日～翌日までには作成、送付していますが、郵便事情や休日などにより、日数がかかる場合がありますので、ご注意ください。
- ・委任状は委任者の自署または記名押印が必要です。
- ・第三者からの請求の場合で、請求書に記載された内容から請求理由が明らかでない場合は、提出先からの通知の写しなどの資料の提供をお願いする場合があります。
- ・内容に不備があり、かつ連絡がつかない場合はやむを得ず返送させていただくことがありますのでご了承ください。
- ・手数料額は、市区町村により異なりますので、本籍地の役所にご確認ください。

送付先	〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 浜田市役所総合窓口課 宛
-----	---------------------------------------